

昭和二十一年法律第二十四号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）〔抜粋〕

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

【参考：地方公共団体関係の例外規定】

公有地の拡大の推進に関する法律 〔抜粋〕

（土地開発公社に対する債務保証）

第25条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、土地開発公社の債務について保証契約をすることができる。

地方道路公社法 〔抜粋〕

（債務保証）

第28条 設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができる。

川崎市の損失補償契約についての横浜地裁判決（H18.11.15） 〔抜粋〕

「訴外会社が本件各金融機関からの催告にもかかわらず、最終弁済期後3か月内に債務全額を返済しなかったり（5条2項）、解散等により期限の利益を失った場合（同条3項）に、本件各金融機関は川崎市にその被った損失（未収貸付金及び利息）の補償を請求し、その場合、川崎市は遅滞なく損失補償金を本件各金融機関に交付する（同条4項）とされている。したがって、川崎市が損失補償金を交付するについて、本件各金融機関の訴外会社に対する貸付債権が回収不能といった状況にあることが要件とされているわけではないし、その補償すべき金額も、川崎市特別会計予算に定める損失補償額を限度とするという制約はあるものの、訴外会社が弁済すべき金額と異なるものではない。してみれば、上記指摘の観点からして、本件協定をもって保証契約とは異なる実質を有する契約であるということは困難である。」